

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )
----------------------------	------------------	-----	-----

付表 平十六・四・一以後終了連結事業年度分

譲 渡 資 産 等 の 明 細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第68条の69第3項第 号該当	措置法第68条の69第3項第 号該当
	土地等の種類	2		
	土地等の所在地	3		
	一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル
	同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積	5	外 件	外 件
	同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積	6	外 件	外 件
	同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積	7	外 件	外 件
	「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積	8	外 件	外 件
公 募 要 件 に 該 当 す る 事 実 等	公募の方法	9		
	公募年月日又は期間	10	・ ・ ・ ~ ・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・
	公募を実施した地域	11		
	売 出 期 間	12	・ ・ ~ ・ ・	・ ・ ~ ・ ・
	応募者の範囲	13		
	一部の土地等につき公募をしなかった理由	14		
	措置法令第39条の98第23項に該当する土地の譲渡等の場合	15		
備 考				

## 課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に 該当する事実を証する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第68条の69第3項第4号から第6号までに規定する土地の譲渡について、公募要件を満たしている事実を明らかにする場合に記載します。
- 2 この明細書は、課税除外とされる土地等の譲渡を公募の方法により行った連結法人ごとに別葉に記載し、その譲渡等に係る土地等が属する一団の宅地で、当期において譲渡等を行うこととした土地等の区分ごとに別行で記載します。
- 3 「法人名」欄には、連結親法人の名称を記載し、かっこの中に公募を行った連結法人の名称を記載します。
- 4 「土地の譲渡等の内容1」には、その譲渡等に係る土地等が、措置法第68条の69第3項第4号から第6号までのいずれの号に該当するものであるかを記載します。
- 5 「土地等の種類2」には、その譲渡等に係る土地等の種類を「土地」又は「借地権」のように記載します。
- 6 「一団の宅地の面積4」には、措置法第68条の69第3項第4号から第6号までに規定する開発許可、認定等に係る一団の宅地の合計面積を記載します。
- 7 「同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積5」の「外書」には、「4」の一団の宅地のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の区画数を記載します。
- 8 「同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積6」の「外書」には、「5」の土地等のうち公募の対象とした土地等の区画数を記載します。
- 9 「同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積7」の「外書」には、「6」の土地等のうち当期において譲渡等をした土地等の区画数を記載します。
- 10 「「5」のうち当期に、おいて公募をしないで譲渡等をした土地等の面積8」の「外書」には、「5」の土地等のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の区画数を記載します。
- 11 「公募の方法9」には、その土地の譲渡等につき行った公募の方法を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」のように記載します。
- 12 「公募を実施した地域11」には、その土地の譲渡等につき行った公募の対象地域を、例えば「東京都特別区域内」、「〇〇県内全域」のように記載します。
- 13 「応募者の範囲13」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 14 「一部の土地等につき公募をしなかった理由14」には、その土地の譲渡等のうち公募をしないで譲渡等をした部分がある場合に、その理由を具体的に記載します。
- 15 「措置法令第39条の98第23項に該当する土地の譲渡等の場合15」には、その土地の譲渡等が措置法令第39条の98第23項（公募要件に該当する土地の譲渡等）各号（同項第2号の規定に基づく措置法規則第22条の63第3項に係る措置法規則第22条第3項各号の規定を含みます。）のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「措置法令第39条の98第23項第1号該当」のように記載します。この場合、「備考」欄には、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載し、その土地の譲渡等が措置法規則第22条の63第3項に係る措置法規則第22条第3項第3号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第1号又は第2号に類する理由を記載してください。